

ご希望に応じた支援策で賃上げを後押しします！！

政府では、企業の皆様による賃上げ・生産性向上を後押しすべく、様々なニーズに応じた支援策をご用意しています。「ご希望の内容」からご自身の企業にあった支援策をお選びいただけます。

ご希望の内容	対応例	使える助成金・補助金・制度
設備投資をしたい	設備投資をして最低賃金を引き上げ 例：POSレジシステム導入によって在庫管理の効率化	業務改善助成金 2A～J 参照
非正規雇用労働者の処遇改善をしたい	賃金規定等を改定して非正規雇用労働者の賃金引き上げ 例：賃金規定等の改定によりパートタイム労働者の賃上げ	キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース) 2A～J 参照
融資を受けたい		企業活力強化貸付 5A～J 参照 賃上げ貸付利率特例制度 5A～J 参照

賃上げを行う企業への支援

設備投資を したい	労働時間の削減に向けた 設備投資	働き方改革推進 支援助成金	賃上げ が買取り	3A～J 参照	
	例：フォークリフト導入により 積み下ろし作業時間の短縮				
	人手不足を解消する設備の 導入		中小企業省力化 投資補助金	賃上げ が買取り	5A～J 参照
	例：配膳ロボットの導入				
	新製品等の開発に向けた 設備投資			新事業進出・ものづくり商業 サービス補助金	賃上げ が買取り
例：飲料製造における瓶詰 や殺菌の工程を自動化し、 商品を高品質化					
DX化に向けたITツール導入	デジタル化・AI導入補助金	賃上げ が買取り	5A～J 参照		
例：勤怠管理をクラウド化 し入力・集計時間を大幅削減					
人材のスキ ルアップを 図りたい	職務に関連した専門的な 知識・技能の習得	人材開発支援助成金	賃上げ が買取り	3A～J 参照	
	例：10時間以上のOFF-JT による訓練				
従業員に職場定着 してもらいたい	離職率低下のための各種取組	人材確保等支援助成金 (雇用管理制度・雇用環境整備 助成コース)	賃上げ が買取り	4A～J 参照	
	例：車いす昇降リフトに よる介助作業の負担軽減				



I.賃上げを行う企業への支援

業務改善助成金

業務改善助成金

検索



制度のポイント

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

＜事業場内最低賃金とは？＞

事業場で最も低い時間給を指します。事業場内最低賃金が、令和8年度地域別最低賃金以上の場合は、本助成金は対象外となります。

対象となる方

中小企業 ※ その他、詳細な要件等があります。

助成額（上限額）

- ・ 50円コース（事業場内最低賃金の引上げ額が50円以上）：30～130万円
- ・ 70円コース（事業場内最低賃金の引上げ額が70円以上）：40～300万円
- ・ 90円コース（事業場内最低賃金の引上げ額が90円以上）：90～600万円

活用のポイント

- ・ 賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・ 助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・ 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

チェックポイント！

広島県の補助金制度「広島県賃上げ環境整備支援事業補助金」（業務改善助成金の上乗せ補助）があります。



生産性向上



活用例

事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。

＜生産性向上に資する設備投資の事例＞

- ・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮

お問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター：0120-366-440（受付時間平日9:00～17:00）
※ 申請先は、広島労働局 雇用環境・均等室：082-221-9247

キャリアアップ助成金 （賃金規定等改定コース）

キャリアアップ助成金

検索



制度のポイント

有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に、事業主に対して助成する制度です。

＜有期雇用労働者等とは？：有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者を含む、いわゆる非正規雇用労働者＞を指します。＞

対象となる方

中小企業、大企業どちらも利用可能 ※ その他、詳細な要件等があります。

助成額
（1人当たり）

- ・ 3%以上4%未満の増額改定：4万円（大企業は2.6万円）
 - ・ 4%以上5%未満の増額改定：5万円（大企業は3.3万円）
 - ・ 5%以上6%未満の増額改定：6.5万円（大企業は4.3万円）
 - ・ 6%以上の増額改定：7万円（大企業は4.6万円）
- ※ 1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は100人

賃金規定
増額改定

賃金UP



活用のポイント

- ・ 賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・ 原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・ 改定にあたり昇給制度を新たに規定した場合等は助成額を加算

活用例

中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人のパートタイム労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。

お問い合わせ先

広島労働局 職業安定部 職業対策課：082-502-7832

Ⅱ.生産性向上等への支援

働き方改革推進 支援助成金

働き方改革推進支援助成金

検索



制度のポイント

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成する制度です。

対象となる方

中小企業 ※ その他、詳細な要件等があります。

助成額（上限額）

- ・ 業種別課題対応コース：25～550万円
- ・ 労働時間短縮・年休促進支援コース：25～200万円
- ・ 勤務間インターバル導入コース：50～150万円
- ・ 各コースの加算：6～360万円（賃金引き上げ）、25～100万円（割増賃金率引き上げ）

労働時間の削減



活用のポイント

賃上げ
加算あり

- ・ 労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・ 助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・ 交付決定を受けた後に設備投資等を行う

活用例

建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

＜労働能率の増進に資する設備・機器の事例＞

- ・ フォークリフト導入により積み下ろし作業時間の短縮
- ・ セルフレジ導入による会計作業時間の削減

お問い合わせ先

広島労働局 雇用環境・均等室：082-221-9247

人材開発支援助成金

人材開発支援助成金

検索



制度のポイント

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

対象となる方

中小企業、大企業どちらも利用可能 ※ その他、詳細な要件等があります。

賃上げした場合の
助成率・額

- ・ 賃金助成額：労働者1人1時間あたり1,000円（大企業は500円）
- ・ 経費助成率：訓練経費の45%～100%（制度導入に係る助成の場合は、24万円・36万円）
- ・ OJT実施助成額：1人1コースあたり12万円～25万円

活用のポイント

賃上げ
加算あり

- ・ 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- ・ 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- ・ 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

チェックポイント！

広島県の補助金制度「人材開発支援助成金活用支援補助金」（申請事務等を社会保険労務士等へ業務委託する事業に要する経費の一部を補助）があります。



スキルアップ！



活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練（訓練経費10万円）を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げを行った場合、7万円が支給されます。

お問い合わせ先

広島労働局 職業安定部 職業対策課：082-502-7832

人材確保等支援助成金 (雇用管理制度・雇用環境整備 助成コース)

人材確保等支援助成金
(雇用管理制度・雇用環境整備
助成コース)

検索



制度のポイント	人材確保のために雇用管理制度（賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度）の導入や雇用環境の整備（従業員の作業負担を軽減する機器等の導入）により、離職率低下を実現した事業主に対して助成する制度です。
対象となる方	中小企業、大企業どちらも利用可能（賃金規定制度は中小企業のみ利用可能） ※ その他、詳細な要件等があります。
助成額・助成率	- 賃金規定制度の導入、諸手当等制度の導入、人事評価制度の導入：50万円（40万円） - 職場活性化制度の導入、健康づくり制度の導入：25万円（20万円） - 作業負担を軽減する機器等の導入：導入経費の62.5%又は75%（50%） ※ 括弧内の金額等は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。
活用のポイント	- 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要 - 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定 - 対象労働者の賃上げで、助成額を加算
活用例	複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。
お問い合わせ先	広島労働局 職業安定部 職業対策課：082-502-7832

離職率低下



賃上げ
加算あり

Ⅲ.相談窓口

広島働き方改革推進支援センター

働き方改革に関する様々な課題に対応するワンストップ相談窓口として、社労士等の専門家が、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じています。【相談無料、秘密厳守です。】

こんなことで悩んでいませんか？

- ✓ 助成金を利用したいが、使い方が分からない
- ✓ 最賃が上がっているが、どう対応したらよいか
- ✓ 非正規雇用労働者の待遇を改善したい
- ✓ 従業員が定着せず、人手不足で困っている
- ✓ 残業を減らしたい
- ✓ 同一労働同一賃金への対応はどうすればよいか
- ✓ 36協定の作り方を知りたい
- ✓ 就業規則を見直したい
- ✓ テレワークへの対応はどうすればよい

支援！



ご利用いただけるサービス

コンサルティング

専門家が訪問して、課題解決に向けた支援を行います。

個別相談

電話・メールによる個別相談を行います。

セミナー

全体説明や個別のテーマなど、ご要望に応じたセミナーを行います。

お問い合わせ先

広島働き方改革推進支援センター：0120-610-494

広島働き方改革推進支援センター

検索



このような支援制度もあります！（抜粋）

I. 賃上げを行う企業への支援

【企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）】

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者が必要とする設備資金や運転資金を特別利率で支援します。

問合せ先：日本政策金融公庫：0120-154-505



【賃上げ貸付利率特例制度】

公庫の融資を受ける際、従業員の賃上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、融資後2年間、利率を0.5%控除します。

問合せ先：日本政策金融公庫：0120-154-505



II. 生産性向上等への支援

【中小企業省力化投資補助金】

人手不足に悩む中小企業等に対して、カタログから選ぶように簡易で即効性ある省力化投資を支援する「カタログ注文型」と、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入できる「一般型」により、省力化投資を後押しします。

問合せ先：中小企業省力化投資補助事業コールセンター：0570-099-660



【新事業進出・ものづくり商業サービス補助金（令和8年夏頃）】

中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化にかかる設備投資等を支援します。

※ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金は令和8年5月公募で終了し、それ以降は新事業進出・ものづくり商業サービス補助金として公募を予定。

【デジタル化・AI導入補助金】

中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、デジタル化やDX等に向けたAIを含むITツール（ソフトウェア、サービス等）の導入を支援します。

問合せ先：中小企業デジタル化・AI導入支援事業 コールセンター：0570-666-376



III. 相談窓口

【よろず支援拠点】

中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各県に「よろず支援拠点」を設置しています。また、令和8年4月に生産性向上支援センターを各拠点内に設置し、「労働投入量の最適化」に軸足を置いた支援を行います。

問合せ先：各県のよろず支援拠点

各県の実業支援センター（よろず支援拠点内）

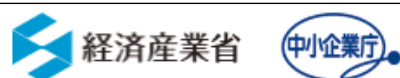


【取引かけこみ寺】

中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。

問合せ先：（公財）全国中小企業振興機関協会

各都道府県の取引かけこみ寺：0120-418-618



中小企業向け
補助金・総合支援サイト



詳しくは特設サイトを
チェック！



Ⅳ.取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

【労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針】

労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています

問合せ先：公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課

優越的地位濫用未然防止対策調査室：03-3581-3378



【受託適正取引等の推進のためのガイドライン】

委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の受託適正取引等の推進のためのガイドライン（取引適正化ガイドライン）を策定しています。

問合せ先：中小企業庁取引課：03-3501-1669



【パートナーシップ構築宣言】

受託中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取り組みを「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。

問合せ先：＜「宣言」の内容について＞

中小企業庁取引課：03-3501-1669

＜「宣言」の提出・掲載について＞

（公財）全国中小企業振興機関協会：03-6228-3802



広島県最低賃金が改正されます！

時間額 **1, 1 4 1 円**（現行1,085円から+56円）

〔令和8年10月11日から（予定）〕

- ◆令和8年度の広島県最低賃金に関する情報については、広島労働局ホームページ等により発信される情報をご確認ください。

- ◆最低賃金に関するご不明な点は、広島労働局労働基準部賃金室（TEL：082-221-9244）又は最寄りの労働基準監督署にお気軽にお尋ねください。